

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和元年12月27日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和2年1月28日から同年2月17日まで縦覧に供する。

令和2年1月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）北岡地区	観音寺市経済部農林 水産課
観音寺市大野原町花稻土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）又平地区	〃
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）井関下盤地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）落合地区	〃